

令和 8 年度 価格転嫁に係る動画・冊子制作業務 企画提案仕様書

1 事業概要

価格交渉や価格転嫁の取組手法に悩む県内中小企業及び小規模事業者が求める基礎的情報を提供するとともに、パートナーシップ構築宣言の認知度向上を図るため、事業者向けには価格交渉の基本的な進め方や価格交渉資料の作成方法などを解説する動画を、県民向けにはパートナーシップ構築宣言の取組を周知するショートムービーを制作する。

また、価格転嫁に成功した事業者が直面した課題やその解決方法、活用した支援策などをより多くの中小企業等に周知するため、価格転嫁の好事例をまとめたデジタルパンフレットを制作する。

2 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

3 委託限度額

5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容

(1) 事業者向け動画の制作

ア 動画内容

- ・中小企業診断士等の専門家による価格交渉支援の前段階において、事業者が価格交渉に係る基礎知識を身につけるために視聴する動画を制作すること。また、動画の内容には以下の項目を必ず含めること。

区 分	項 目
1	価格交渉の基本的な進め方
2	価格交渉資料の作成方法
3	価格交渉支援ツールの使い方

- ・上記の項目に「静岡県内における価格転嫁好事例」、「国、静岡県の価格転嫁に係る支援情報」等の項目を追加し、合計 4 から 5 項目の内容を解説する動画とすること。
- ・動画の時間は、全項目合計して 60 分から 75 分程度とすること。
- ・動画は、全項目を取りまとめたもの、各項目ごとに区分けしたもの、広報用の全体ダイジェスト動画（30 秒程度）の計 3 パターンを制作すること。
- ・受託者は事業者が価格交渉について、興味を持って学習してもらえるような動画の形式（講座形式や Q&A 形式等）を提案すること。
- ・受託者は、価格転嫁に係る中小企業等の支援経験や知見を豊富に有する民間企業の職員等を動画の監修者として選定し、提案すること。ただし、最終的な決定は県と協議の上、行うものとする。

イ 撮影・編集

- ・動画の撮影及び編集に必要な機材・備品等や撮影場所は、受託者が手配すること。
- ・必要に応じて、BGM、ナレーション、テロップ挿入等の編集作業を実施すること。このとき、BGM等の素材は原則フリー素材を使用することとし、著作権等に問題が生じないように留意すること。
- ・動画の校正は3回までとする。ただし県が必要と認める場合は、この限りではない。
- ・YouTube等に掲載ができるよう保存形式はMP4等の汎用性の高いものとする。

ウ 活用方法の提案

- ・本動画に係る活用方法について、中小企業診断士等の専門家による活用以外の方法がある場合には、この他の活用方法を提案することも差し支えない。

(2) 県民向けショートムービーの制作

ア 動画の内容

- ・県民に向けて、パートナーシップ構築宣言とは何かを簡潔に説明し、パートナーシップ構築宣言の取組に興味を持ってもらえるような動画を制作すること。
- ・メインターゲットは、パートナーシップ構築宣言の取組を知らない20代から60代の県民とし、対象者の目を惹くような演出（工夫）を施すこと。
- ・動画の長さは、15～30秒程度とすること。
- ・動画の形式はアニメーション形式又は実写形式とすること。

イ 撮影・編集

- ・(1)イに準ずるものとする。

ウ 制作した動画の広報

- ・1月、2月を中心に、制作した動画を広報すること。
- ・受託者は多くの県民が視聴するよう、効果的な広報方法を提案すること。

(3) デジタルパンフレットの制作

ア パンフレットの内容

- ・中小企業診断士等の専門家が実施する価格交渉支援、県や専門家主催の価格交渉支援セミナー等で活用するデジタルパンフレットを制作すること。また、パンフレットの内容には以下の項目を必ず含めること。

区 分	項 目
1	静岡県内の価格転嫁の状況
2	県内中小企業等における価格交渉・価格転嫁の好事例

- ・「静岡県内の価格転嫁の状況」の項目については、県で内容を制作するものとする。
- ・好事例の掲載にあたっては、日本標準産業分類（大分類）の中から5業種を選定し、各業種ごとに1事例（計5事例）掲載すること。この時、取引形態が「B to C」の事

業者における好事例を最低 1 事例掲載すること。

- ・好事例の掲載にあたっては、掲載候補企業に企業名等の掲載が可能かを確認するとともに、県に企業の概要を事前に報告すること。この際、企業から掲載にあたっての条件（企業名を伏せる場合は掲載可能等）を提示された場合には、県と協議の上、対応すること。

イ 仕様

- ・データ形式は静岡県ホームページ等にも掲載しやすいよう、PDF 形式とすること。
- ・また、PDF 形式の他、データ形式を HTML 形式としたパンフレットを制作すること。
- ・パンフレットの校正は 3 回までとする。
- ・本業務にパンフレットの印刷は含まれないが、データの制作は下の規格を想定して行うこと。

区 分	内 容
仕上がり	A4 平綴じ 16 ページ（表紙・裏表紙を含む）
印刷方法	両面フルカラー印刷

5 納品物

(1) 納品物の内容

- ・納品物の内容は下のとおりとする。

納品物	数 量
事業者向け・県民向け動画（データ納品）	一式
パンフレット（データ納品）	一式

(2) 納品期限

- ・令和 9 年 2 月 26 日（金）

(3) 納品場所

- ・静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班
（〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号）

6 留意事項

(1) 実施体制

- ア 受託者は本業務を推進し、全体を統括する実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、県と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて受託者の業務担当者が打合せ等に参加し、事業実施に関する協議等が円滑に行われる体制を整えること。

(2) 秘密保持等

- ア 受託者は個人情報保護法、静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報セキュリティポリシー等を遵守すること。
- イ 受託者は本業務の実施上知り得た秘密や個人情報は他に漏洩してはならない。業務完了後も同様とする。

(3) 著作権等

- ア 本業務により制作された納品物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- イ 受託者は、本業務の納品物について、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者人格権を行使しないこととする。
- ウ 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- エ 権利処理にあたっては、次の事項が可能となるようにすること。
 - ・ 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、県の判断により上映、貸出し、配布等が可能とすること。
 - ・ 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、県の判断により Web、SNS 等に掲載可能とすること。
- オ その他定めのない事項については、双方の協議をもって解決にあたる。

7 報告・打合せ

- (1) 受託者は県に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、県の指示に従うこと。
- (2) 業務を円滑に実施するために、受託者は県の求めに応じ、適宜打合せを実施すること。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。

9 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課（〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号）
電 話：054-221-2512 メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp